



家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地
電話 01634-2-2106
FAX 01634-2-4340

《 もくじ 》

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ■ 高病原性鳥インフルエンザ発生状況について…1 | ■ 令和4年次 監視伝染病発生状況……………4 |
| ■ 口蹄疫の発生状況について……………2 | ■ 死亡牛のBSE検査について……………5 |
| ■ 豚熱について……………2 | ■ 病性検定について……………6 |
| ■ アフリカ豚熱について……………3 | ■ 令和4年度 ヨーネ病自主検査日程…………7 |
| ■ 飼養衛生管理基準について……………3 | ■ 抗菌性物質の残留事故防止のために…………7 |
| ■ 令和4年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく 検査計画……………4 | ■ 着任のご挨拶……………8 |
| | ■ 転出者について……………8 |



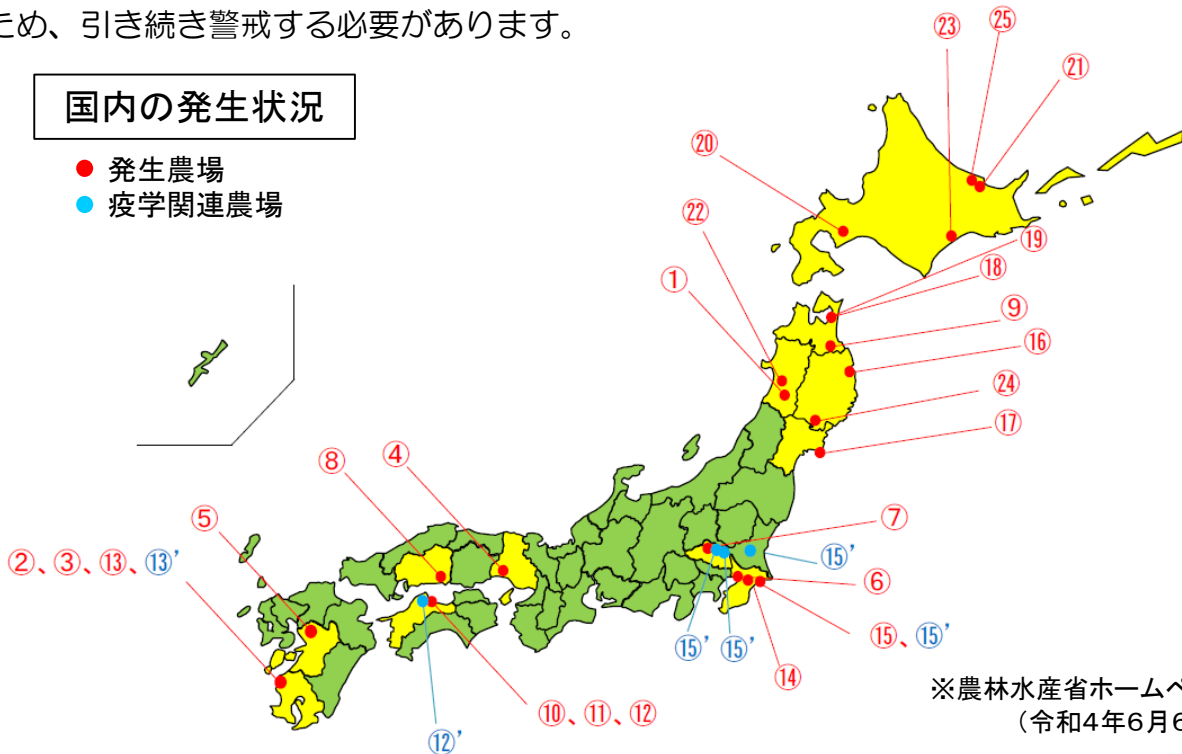
高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

今シーズン、日本国内の家きん飼養農場で25例の発生が確認され（図参照）、内4例は北海道で発生しました（⑳白老町、㉑網走市、㉒釧路市、㉓網走市）。

また、管内を含む道内各地ではハシブトガラスやオシロワシ等の野鳥から本病ウイルスが相次いで確認されました。現在も野鳥においてウイルスが維持されている可能性があるため、引き続き警戒する必要があります。

国内の発生状況

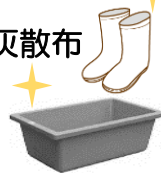
- 発生農場
- 疫学関連農場



※農林水産省ホームページより
(令和4年6月6日現在)

本病侵入防止のため、飼養衛生管理を徹底しましょう

- ★ 野鳥など野生動物の侵入防止（防鳥ネット設置、破損部分の修繕）
- ★ 車両の消毒、家きん舎出入時の長靴交換・消毒、家きん舎周囲への消石灰散布
- ★ 毎日の健康観察（異常を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報）



…など



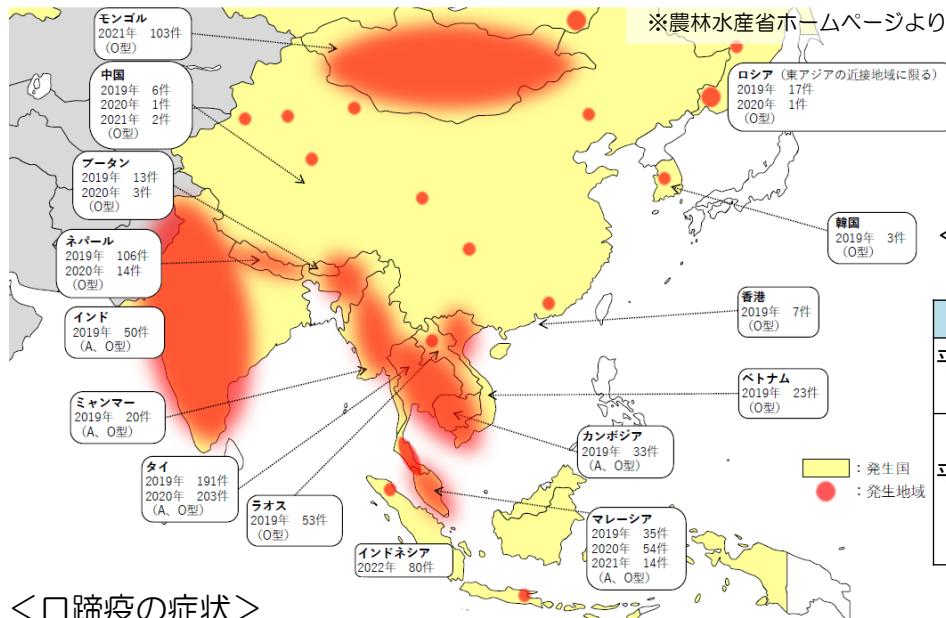
口蹄疫の発生状況について



現在も、中国、モンゴル等のアジア諸国では継続的に口蹄疫の発生が確認されており、本病の侵入リスクは依然として高い状況です。

家畜飼養者の皆様には引き続き飼養衛生管理基準を遵守と、特定症状の発見時の速やかな通報をお願いいたします。

<アジアにおける発生状況> ※令和元年以降、令和4年5月11日時点



<国内の過去の発生歴>

※平成10年以降

| 発生年月 | 都道府県 | 畜種 | 戸数 |
|---------------|------|----|------|
| 平成12年 3～5月 | 宮崎県 | 牛 | 3戸 |
| | 北海道 | 牛 | 1戸 |
| 平成22年 4～7月 | 宮崎県 | 牛 | 209戸 |
| | | 豚 | 86戸 |
| | | 山羊 | 9戸 |
| | | 羊 | 1戸 |

<口蹄疫の症状>



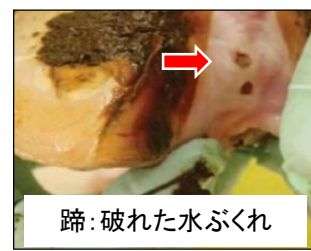
泡沫性のよだれ



口唇: 破れた水ぶくれ



乳頭: 水ぶくれ



蹄: 破れた水ぶくれ



豚熱について

令和4年5月17日現在、国内での豚熱の発生は、17県81事例（防疫措置：152農場、5と畜場）にのぼり、本病の道内への侵入リスクは依然として高い状況が続いています。

豚熱は、発熱、食欲不振、元気消失、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害などの症状を示しますが、**特徴的な症状が無く、気がつきにくい病気です。**



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

また、本病のまん延防止のため、39都府県が豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、飼養豚へのワクチン接種を実施しています。原則、豚熱ワクチン接種地域からの豚や精液等の導入は制限されていますので、導入する場合は、導入元農場のワクチン接種状況等について、よくご確認ください。

なお、豚熱ワクチン非接種地域は北海道と九州のみです。



アフリカ豚熱について

アフリカ豚熱は平成30年に中国でアジア初の発生以降、アジア各国で感染が拡大し、最近では令和4年4月に韓国やタイ、マレーシア等で発生しています。

アフリカ豚熱は豚熱とは別の病気で、現在日本は清浄国ですが、海外からの渡航客が持ち込んだ携帯品(豚肉製品等)からアフリカ豚熱ウイルスが分離される事例が多数あり、発生リスクが高い状況です。

海外からの畜産物の日本への持ち込みについて



中国やベトナムなど、アフリカ豚熱や口蹄疫等の発生地域からの肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。外国人技能実習生等を雇用している農場におかれましては、母国から国際郵便などにより豚肉製品等の畜産物を持ち込まないように御指導願います。



飼養衛生管理基準について

農林水産大臣は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めており(飼養衛生管理基準、家畜伝染病予防法第12条の3)、家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行うこととなっています。

■飼養衛生管理基準の構成

- I 家畜防疫に関する**基本事項**：家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等を規定
- II 衛生管理区域への病原体の**侵入防止**
- III 衛生管理区域内における病原体による**汚染拡大防止**
- IV 衛生管理区域外への病原体の**拡散防止**：具体的な防疫措置の規定

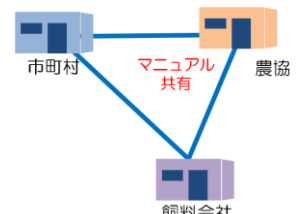
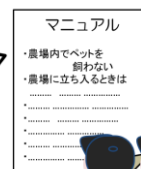
○農林水産省のホームページに飼養衛生管理基準の詳細(ガイドブック等)が掲載されています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html



◎飼養衛生管理マニュアルの整備及び共有について

飼養衛生管理者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業者や外部事業者等に周知・遵守させることが定められています。飼養衛生管理マニュアルには、農場に出入りする人・物の消毒等の手順が示されており、地域における伝染病のまん延防止のためにも重要なものです。

農場へ出入りする関係機関(市町村、農協、飼料会社等)の皆様は、各農場のマニュアルを確認し、遵守するようお願いします。





令和4年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査計画



令和4年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査は、次のとおり計画しています。
 該当市町村の飼養者と関係機関の皆様には、安全で円滑な検査へのご協力をお願いします。

| 検査の種類 | 検査対象 | | 当該市町村 | 予定時期 |
|--------------|---------------------------------|--|------------|-------|
| 牛のヨーネ病 | 乳用牛 | 24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛 | 幌延町 猿払村 | 5~12月 |
| | 肉用牛 | 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛 | | |
| 牛海綿状脳症 (BSE) | 死亡牛 | 通常の死亡牛 (96か月齢以上) 起立不能牛 (48か月齢以上) 特定症状牛 (全月齢) | 管内一円 | 通年 |
| 腐蛆病 | 蜜蜂 | 定飼及び転飼している全蜂群 | 管内一円 | 8月 |
| ブルセラ症 | 輸入牛 種雄牛・種畜候補牛 (※) 流死産した母牛 | | 管内一円 | 通年 |
| 結核 | 輸入牛 種雄牛・種畜候補牛 (※) | | 管内一円 | 通年 |

※昨年度、種畜衛生検査でブルセラ症及び結核の検査を受検した牛は除外となります。



令和4年次 監視伝染病発生状況



| | 畜種 | 病名 | 北海道(注1) | | 宗谷管内(注2) | |
|--------|------|---------------------------|---------|---------|----------|----|
| | | | 戸数 | 頭羽数 | 戸数 | 頭数 |
| 家畜伝染病 | 牛 | ヨーネ病 | 118 | 303 | 2 | 4 |
| | めん羊 | ヨーネ病 | 1 | 4 | | |
| | 山羊 | ヨーネ病 | 1 | 8 | | |
| | 鶏 | 高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜を含む) | 2 | 518,065 | | |
| | だちょう | 高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜を含む) | 2 | 587 | | |
| 2届出伝染病 | 牛 | 牛ウイルス性下痢 | 15 | 22 | | |
| | | 牛ウイルス性下痢 (疑症) | 1 | 1 | | |
| | | 牛伝染性リンパ腫 | 97 | 240 | 11 | 12 |
| | | と場発生 道内発生：内数 管内発生：外数 | | 142 | | 16 |
| | | サルモネラ症 | 15 | 68 | | |
| | | 破傷風 | 3 | 3 | | |
| | | 破傷風 (疑症) | 1 | 1 | | |
| | | 伝染性鼻気管炎 | 1 | 4 | | |
| | 馬 | 馬鼻肺炎 | 11 | 19 | | |
| | | 馬パラチフス | 2 | 13 | | |
| 豚 | 豚丹毒 | 2 | 22 | | | |

(注1) 2022年1月~4月末現在、(注2) 2022年1月~5月末現在



死亡牛のBSE検査について

死亡牛の届出及びBSE検査の受検は、牛海綿状脳症対策特別措置法及び家畜伝染病予防法で義務づけられています。検査対象牛が、適切かつ迅速にBSE検査を受検するために、牛の飼養者及び獣医師の皆様には、以下の内容についてご留意願います。

飼養者の皆様

- ◆ 飼養牛が死亡し獣医師の検案を受けた後は、回収業者へ連絡して速やかに死体を搬出してください。（回収が遅れると死体が腐敗し、BSE検査の採材が困難になります）

獣医師の皆様

- ◆ 死亡牛を検案したら速やかに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。
〔死亡牛の届出は、遅滞なく行うよう法律で定められています。〕
〔検案した牛の死亡獣畜処理指示書は、速やかに当所へ送ってください。〕
- ◆ 死亡獣畜処理指示書には、**要**（BSE検査対象牛）、**否** を正確に記入してください。
〔回収業者は指示書の記載内容を確認して、死亡牛をBSE検査室に運搬しています。〕
〔検査漏れを防ぐためにも、書き間違い・記入漏れの無いようにお願いします。〕

*対象月齢、対象疾病については、下記のフローチャートを参考にしてください。

死亡(処分)牛検案における確認フローチャート

<STEP1～特定症状牛その1～>下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィラリア感染症 リステリア症 大脳皮質壊死症 脳炎 脳脊髄炎 髄膜炎 旋回病
閉鎖神経麻痺 大腿神経麻痺 坐骨神経麻痺 脳腫瘍 脊髄腫瘍 末梢神経系腫瘍 下垂体腫瘍

NO!

YES!

<STEP3～起立不能牛～>下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 Mg欠乏症 乳熱 ダウナー症候群
頸髄症 変形性脊椎症 脳軟化症 てんかん
顔面神経麻痺 三叉神経麻痺 肩甲上神経麻痺 橈骨神経麻痺
腓骨神経麻痺 脛骨神経麻痺 その他の末梢神経麻痺

<STEP2～特定症状牛その2～>
特定症状(※)があった牛ですか？

NO!

YES!

NO!

YES!

<STEP4～月齢確認～>
通常の死亡牛

<STEP5～月齢確認～>
起立不能牛

以上 96ヶ月齢 未満

未満 48ヶ月齢 以上

検査対象 **要**

非検査対象 **否**

検査対象 **要**

検査対象 **要**

※特定症状

- ①治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - ・興奮しやすい
 - ・音、光、接触等に対する過敏な反応
 - ・群内序列の変化
 - ・搾乳時の持続的な蹴り
 - ・頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - ・扉、柵等の障害物におけるためらい
- ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



病性検定について



1 検査依頼時にお願いしたいこと

○検査依頼前に当所あて連絡をお願いします（搬入時間、必要な検査材料等について確認させていただきます）。検査方法や材料等で不明・疑問点がありましたら、当所にご相談ください。

○検査材料送付又は搬入時、検査依頼票と家畜の個体情報又はカルテの写しを添付してください。

2 各検査の材料および留意点（☆：当所で主に行っている健康検査方法）

| 検査目的 | 搬入材料 | 検査方法・項目 | 留意点 |
|---------------|--------------------|---|---|
| 疾病別 | 血清 | ☆抗体検査 | 検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：糞便による遺伝子検査） 抗体陽性となった場合：糞便による遺伝子検査 |
| | 糞便 | 遺伝子検査 直接鏡検 | 糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください ※発症を疑う場合 ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう飼養者へ指導し、迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入してください |
| | 糞便 | ☆細菌培養 | 健康検査はスワブ1本で検査可能です（右写真参照） 発症疑いの場合、糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください |
| | 血清 | ☆抗体検査 | 検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：血液による遺伝子検査） |
| ヨーネ病 | 糞便 | 遺伝子検査 直接鏡検 | 糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください ※発症を疑う場合 ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう飼養者へ指導し、迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入してください |
| サルモネラ | 糞便 | ☆細菌培養 | 健康検査はスワブ1本で検査可能です（右写真参照） 発症疑いの場合、糞便はピンポン玉大以上の量を直検手袋で採材してください |
| 牛伝染性リンパ腫（BLV） | 血清 血液 血液塗抹標本 | ☆抗体検査 遺伝子検査 白血球数 白血球百分比 | 血液は時間経過による劣化で白血球像の観察が困難となります。採材当日に搬入できない場合は、採材当日にメタノール固定まで実施した血液塗抹標本を作成し、を血液と併せて送付してください（標本に個体識別番号を記入して下さい） |
| 牛ウイルス性下痢（BVD） | 血液 血清 | ☆遺伝子検査 | 6ヶ月齢未満の場合は、血液（全血） 6ヶ月齢以上の場合は、血清が必要です |
| 原因検索 | 鼻汁 スワブ | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 | スワブは1頭につき3本以上（ウイルス、細菌、マイコプラズマ）採材し、綿球部分は乾燥しないように滅菌水または滅菌生食に浸漬してください（右写真参照） |
| | 血清 | 抗体検査 | 後血清は約3週間後に採材してください |
| | 下痢 | 糞便 | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 |
| 異常産 | 胎子 胎盤 血清 | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査 | 集団発生の場合は複数頭を採材してください |



※検査材料の量不足や劣化等により、追加採材や検査不適となる場合もあります。



令和4年度 ヨーネ病自主検査日程

令和4年度の検査日程は下記のとおり実施しますので、受付締切日までに当所へ検体の搬入をお願いします。

| | 受付締切日 | 検査日 | | 受付締切日 | 検査日 |
|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 令和4年 6月 | 7日 (火) | 8日 (水) | 令和4年 11月 | 8日 (火) | 9日 (水) |
| | 21日 (火) | 22日 (水) | | 22日 (火) | 24日 (木) |
| 7月 | 5日 (火) | 6日 (水) | 12月 | 6日 (火) | 7日 (水) |
| | 19日 (火) | 20日 (水) | | 15日 (木) | 16日 (金) |
| 8月 | 2日 (火) | 3日 (水) | 令和5年 1月 | 10日 (火) | 11日 (水) |
| | 16日 (火) | 17日 (水) | | 24日 (火) | 25日 (水) |
| | 30日 (火) | 31日 (水) | 2月 | 7日 (火) | 8日 (水) |
| 9月 | 13日 (火) | 14日 (水) | | 21日 (火) | 22日 (水) |
| | 27日 (火) | 28日 (水) | 3月 | 7日 (火) | 8日 (水) |
| 10月 | 11日 (火) | 12日 (水) | | 22日 (水) | 23日 (木) |
| | | 25日 (火) | 26日 (水) | | |

【留意事項】

- ◆ 検査手数料：4,010円/頭
- ◆ 検査対象月齢：採材時点で生後6か月齢以上（採材時に必ず確認してください）
- ◆ 検体搬入（又は送付）の際は、牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名を明記した書類（検査依頼書など）を添付してください。
- ◆ やむなく指定した日以外で検査を希望する場合は、速やかに家保へ連絡願います。
- ◆ 市場等の予定を確認のうえ、ゆとりのある日程で検体搬入をお願いします。



抗菌性物質の残留事故防止のために



- 令和3年度の宗谷管内の生乳の抗菌性物質残留事故：**5件**（※自主回収例を含みます）
- 主な発生原因：**マーキング見落とし**、作業者間の**情報共有の不足**による**誤搾乳**や**誤投与**など

事故は特に多忙な時期、焦っているとき、作業者に変更があった場合などに発生しやすいです。安心・安全な畜産物の生産・流通のため、**残留防止対策の徹底**をお願いします。

残留防止対策の留意事項

- ★ **マーキング**は、良く見える場所にはっきりと**2カ所以上**
- ★ 投薬した場合は**記録**を残し、**作業者全員で情報を共有**
- ★ 搾乳前に**投薬記録**と**マーキング**を必ず確認
- ★ 自己判断による残余薬の投与は絶対に行わない
- ★ 必要に応じ、検査キット等を用いた生乳出荷前の自主検査の実施



着任のご挨拶



獣医師 三浦 祥

本年度より新規採用となりました。酪農学園大学を卒業し札幌から赴任して参りました。札幌とは違った、自然あふれる道北での仕事、生活を精一杯頑張っていこうと思います。まだ先輩方から学ばなければならないことが多い未熟者ですが地域の畜産に貢献していけるよう精進していきますので、どうぞよろしくお願ひします。

所長 疋田 瑞栄

管内で「えさし」と言えば「枝幸」のことを指しますが、私は道南の「江差」より異動してまいりました。宗谷家保には11年ぶりの勤務になりますが、実家稚内への帰省や浜頓別へのマラソン大会の参加等で、管内に訪れる機会も多く全然久しぶりの気がしません。今年の北オホーツク100kmマラソンは残念ながら開催中止となってしまいましたが、来年以降の開催を楽しみにしつつ、もちろん業務もしっかりと宗谷の畜産を支える力になれるよう精進していきたいと思ひます。



予防課長 松田 きく

留萌家畜保健衛生所（所在地は幌延町）から異動となりました。北海道家畜保健衛生所での勤務は平成25年度からで、今年度は10年目となります。初めての課長ということで手探りの部分もあり、緊張気味であります。早くこの地域に慣れて、皆様のお役に立てるよう、精一杯頑張ります。どうぞよろしくお願ひします。

指導課長 村松 美笑子

憧れの地・宗谷にやってきました！先日、早速宗谷岬の間宮林蔵像にご挨拶をしてきました。これから宗谷地域の家畜衛生の向上に貢献できるよう努力しますので、よろしくお願ひします！



転出者について

令和4年4月1日付けで異動になりました。お世話になりました！



所長 菅野 宏（釧路 所長）
次長 黒澤 篤（根室 所長）

予防課 横井 佳寿美（根室 BSE検査室長）
予防課 井澤 将規（空知 専門員）

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長 疋田 瑞栄
次長 梅澤 直孝

予防課

予防課長 松田 きく
主査（危機管理） 竹花 妙恵
専門員 津坂 健晃
獣医師 大塚 円花
獣医師 三浦 祥

指導課

指導課長 村松 美笑子

【電話】 01634-2-2106（平日）、0162-33-2516（夜間・休日 宗谷総合振興局直通）

【FAX】 01634-2-4340

【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>